第 33 期目録委員会記録 No.13 第 13 回委員会

日時 2012 年 5 月 19 日 (土) 14 時~17 時

場所:日本図書館協会

出席者:原井委員長、木下、河野、佐藤、鴇田、藤井、古川、本多

<事務局>磯部

[配布資料]

- 1. 「ユニット B 資料の種類」に関する検討(8ページ-A4、佐藤委員)
- 2. 第 部 資料に関する記録 ユニット E 責任表示 (基礎レベル)(2ページ-A4、木下委員)
- 3. 責任表示とするもの / 資源に関連する個人・家族・団体の関連指示子 (6ページ-A4、 木下委員)
- 4. 出版・頒布等に関する事項の ISBD との比較 (3ページ-A4、本多委員)
- 6. 第 33 期目録委員会記録 No.11 (4 ページ-A4、事務局)
- 7. 第 33 期目録委員会記録 No.12 (案)(4ページ-A4、事務局)

「報告事項ほか」

1. 議事録の確認

第12回記録案(資料7)について確認し、修正を行った。

2. 国会図書館からの委員の補充

原井委員長から経過について報告があった。

[検討事項]

NCR 改訂について

配布資料に基づき、以下のように説明と意見交換を行った。

- (1)資料の種類(資料1)
- ・「継続資料」は区分原理が異なるので、資料の種類のどこにも位置づけられない。RDAでは刊行形態(mode of issuance)に位置づけている。
- ・「書写」はメディア種別ではなく、内容形式の「テキスト」の下位に位置するのではない か。
- ・「書写」を拡張して、NCR 中の「美術原画」をも包括する「自筆」という内容形式が考

えられないだろうか。

- ・内容形式の「物体」の範囲ひいては目録規則の範囲は、人が加工したものに限定するか。
- ・資料1の第一の検討課題である carrier type (RDA)の取り扱いに関しては、規定するならば形態事項と整合させる。
- ・第二の検討課題である content type (RDA) との整合性に関しては、想定される組み合わせを挙げ、これらに限定されないと断る。

(2) 責任表示(資料2,3)

- ・「所定の情報源のうちもっとも適切な表示を選んで記録する」(NCR 2.1.5.2A)という規 定は、適用が恣意的になる恐れがある。情報源を常に記録するか優先順位を確定する。 また NCR 2.0.3.1 における情報源の優先順位は、解釈が分かれる余地がある。
- ・情報源について、新 NCR では総説で大枠を決め、次いで資料種別ごとに規定し、さらに 各エレメントの箇所に示す。内容は現行と大きくは変えないが、優先する情報源を規定 する。
- ・並列責任表示について規定する必要がある。
- ・資料3は、責任表示とするもの、注記にするもの、記録しないものの区別のための参考 資料として作成した。
- ・NCR には省略に関する規定が多過ぎるのではないか。
- ・典拠管理の負担の大きさや、映像資料のように責任表示が多い資料があることは否定で きない。まず記録する役割を選択し次いで人数を限定する。
- ・「資料」と「資源」のどちらを選ぶか。万遍なく置き換えるのが良い。

(3)出版・頒布等に関する事項(資料4)

- ・NCR 1.4.1.1D (図書の場合は 2.4.1.1E) と、1.4.2.1C (図書の場合は 2.4.2.1E) は、本則と任意規定を入れ替え、かつ本則を別法とする。
- ・NCR 2.4.2.1C (2以上の出版者等)は、任意規定を本則に組み入れる。
- ・元号は西暦に直さず転記することに切り替える。
- ・電子資料に関して現規定を検討する必要がある。
- ・ISBD 統合版は、publication, production, distribution, printing, manufacture を区別し、これらの各々に、場所、行為主体、年があってマトリックスを形成する。そして、著作権登録年が加わって、出版・頒布等に関する事項全体を構成する。なお RDA では production と manufacture を対立概念のように位置づけている。
- ・用語の定義を確定することを優先させる。
- ・NCR の「記録の方法」の位置に疑問がある。また一部の構文的内容は新 NCR にそぐわ

ない。

・出版年の月以下の詳細な記録について、任意規定で触れる。

(4) 資料に対する典拠形アクセスポイント(資料5)

- ・総合タイトルをもたない合集の扱いは、AACR2 刊行以来の変遷を踏まえて RDA に規定されている。この、タイトル列記・分割記入・devised title 付与のいずれかの選択という規定を、NCR に取り入れるのが適切である。
- ・devised title の訳語を決める必要がある。なお前々回の記録に、RDA がタイトル列記の 方式を廃止したとあるのは、誤りであった。
- ・ISBD のエリア 0 の方式に従わなければ、content type をコア・エレメントとする限り、 表現形の典拠形アクセスポイント自体もコアの扱いにしなければならない。逆にエリア 0 を採用すれば、FRBR モデル準拠という基本方針に反することになる。
- ・RDA が特殊資料として扱っている手稿・法律資料・公式通達・宗教資料・音楽資料について、NCR はどの程度の詳しさで規定するか。
- ・各資料を均質の詳しさで規定する必要があるのではないか。
- ・音楽資料は AACR2 日本語版をかなり参考にできるが、法律資料と宗教資料は、文化の違いにより RDA 等はあまり参考にならない。国内にマニュアルがあれば紹介してほしい。以上